

第35号議案 長崎市博物館条例等の一部を改正する条例

【目次】

【ページ】

1	消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて・・	1
2	長崎市博物館条例等の一部を改正する条例の概要・・・・・	2～15
3	施行期日・・・・・	15
4	経過措置・・・・・	15
5	新旧対照表・・・・・	16～64

文化観光部

平成31年2月



1 消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて

急速な少子高齢化や社会経済状況が大きく変化する中、社会保障費が年々増加し、国及び地方の予算の大きな部分を占めるようになってきており、一方でそれを支える現役世代が減っていくことが懸念されている。このような状況の中、社会保障の持続性と安心の確保及び財政の健全化は重要な課題となっており、その財源確保の方策として、消費税率が平成31年10月1日に8%から10%へ引き上げられることとなった。

長崎市においては、消費税率の引上げに伴う円滑かつ適正な転嫁を実施するため、次により使用料及び手数料の見直しを行おうとするもの。

(1) 消費税転嫁対象

非課税、不課税を除く公共施設等の使用料及び各種手数料が対象。

75条例が改正対象。

(2) 消費税転嫁の方針

ア 外税については、100分の108を100分の110とし、消費税引き上げ分を転嫁する。

イ 内税については、消費税5%の時点の単価に105分の110を乗じた額とし、円未満の端数については切り捨てる。ただし、施設入館料等及び機械機器により徴収する使用料については、10円単位の転嫁とし、10円未満の端数は切り捨てる。

※平成26年4月1日に5%→8%へ転嫁した際、端数を切り捨てていることから、より正しい転嫁を行うため、8%→10%ではなく、5%→10%の転嫁を行うこととする。

※施設入館料等には、プール、浴場、海水浴場、キャンプ場、駐車場等の入場料を含む。

(3) 種別による転嫁単位の例

種別	転嫁単位	種別	転嫁単位	種別	転嫁単位
入館・入場料	10円単位	宿泊料	1円単位	附属設備	1円単位
駐車場	10円単位	会議室等	1円単位	模写使用料	1円単位
ロッカー等	10円単位	スポーツ施設	1円単位	各種手数料	1円単位

2 長崎市博物館条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税法の一部が改正されたことに伴い、消費税の引上げ分を転嫁するため長崎市博物館等の使用料等を改正するとともに、所要の整備を行うもの。

(2) 消費税率の引上げに伴う使用料等の改正の内容

ア 長崎市博物館条例

(ア) シーボルト記念館

区分	現行	改正案
模写等使用料※ ₁	円 3,178	円 3,237
合計		

(参考)

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
件 70	円 1,180
70	1,180

※₁ 模写等使用料…美術作品及び資料の模写、模造、複製、撮影等の1日1点あたりの使用料(以下の条例についても同様)。また、模写の内容に応じて具体的な使用料を施行規則により定める(104円~3,237円)。

(イ) サント・ドミンゴ教会跡資料館

区分	現行	改正案
模写等使用料	円 3,178	円 3,237
合計		

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
件 1	円 2
1	2

イ グラバー園条例

(ア) 入場に係る基準額

区分	現行	改正案	平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
利用料金(一般/ 個人)	円 610	円 620	件 522,553	円 5,225,530
利用料金(一般/ 前売り・団体)	510	520	136,234	1,362,340
利用料金(高等学 校の生徒/個人)	300	310	27,076	270,760
利用料金(高等学 校の生徒/前売 り・団体)	240	250	3,731	37,310
合計			689,594	6,895,940

(イ) 利用の許可に係る基準額

区分	現行	改正案	平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
夜間独占利用料 金	円 102,857	円 104,761	件 12	円 22,848
合計			12	22,848

ウ 長崎市チトセピアホール条例

区分	現行	改正案	平成 30 年度 日数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
ホール	円 8,475 ~52,971	円 8,632 ~53,952	日 192	円 70,426
合計			192	70,426

エ 長崎市旧居留地建造物条例

(ア) 南山手8番館 (長崎市南山手地区町並み保存センター)

区分	現行	改正案	平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
模写等使用料	円 3,178	円 3,237	件 0	円 0
会議室1 (1時間 につき)	102	104	15	30
会議室2 (1時間 につき)	102	104	10	20
研修室1 (1時間 につき)	102	104	100	200
研修室2 (1時間 につき)	102	104	100	200
合計			225	450

(イ) 南山手乙9番館 (長崎市須加五々道美術館)

区分	現行	改正案	平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
模写等使用料	円 3,178	円 3,237	件 0	円 0
合計			0	0

(ウ) 南山手乙27番館 (長崎市南山手レストハウス)

区分	現行	改正案	平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
模写等使用料	円 3,178	円 3,237	件 0	円 0
合計			0	0

(エ) 旧香港上海銀行長崎支店（長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館）

a ホールの利用の許可に係る基準額

区分	現行	改正案
ホール	円 2,808	円 2,860
合計		

平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
件 385	円 20,020
385	20,020

b 模写等の利用の許可に係る基準額

区分	現行	改正案
模写等使用料	円 3,178	円 3,237
合計		

平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
件 0	円 0
0	0

c 目的外に使用する場合の使用料

区分	現行	改正案
売店	1月の売上額の 100分の5.29に 相当する金額	1月の売上額の 100分の5.39に 相当する金額
合計		

平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
件 12	円 876
12	876

(オ) 旧長崎税関^{さが}下り松派出所（長崎市べつ甲工芸館）

区分	現行	改正案
模写等使用料	円 3,178	円 3,237
合計		

平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
件 0	円 0
0	0

(カ) 東山手洋風住宅群

a 長崎市東山手地区町並み保存センター

区分	現行	改正案	平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
模写等使用料	円 3,178	円 3,237	件 0	円 0
会議室 1 (1時間 につき)	102	104	2	4
会議室 2 (1時間 につき)	102	104	3	6
喫茶室	1月の売上額の 100分の5.29に	1月の売上額の 100分の5.39に	—	—
売店	相当する金額	相当する金額	—	—
合計			5	10

b 長崎市古写真資料館

区分	現行	改正案	平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
模写等使用料	円 3,178	円 3,237	件 0	円 0
合計			0	0

c 長崎市埋蔵資料館

区分	現行	改正案	平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
模写等使用料	円 3,178	円 3,237	件 0	円 0
合計			0	0

(キ) 東山手十二番館 (長崎市旧居留地私学歴史資料館)

区分	現行	改正案	平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
模写等使用料	円 3,178	円 3,237	件 0	円 0
合計			0	0

オ 長崎市歴史民俗資料館条例

(ア) 長崎市歴史民俗資料館

区分	現行	改正案
模写等使用料	円 3,178	円 3,237
合計		

平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
件 1	円 20
1	20

(イ) 長崎市外海歴史民俗資料館

区分	現行	改正案
模写等使用料	円 3,178	円 3,237
一般(個人) 入館料	300	310
一般(団体) 入館料	240	250
合計		

平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
件 4	円 154
2,200	22,000
2,400	24,000
4,604	46,154

カ 長崎ブリックホール条例

区分	現行	改正案
大ホール	円 34,045 ~212,502	円 34,676 ~216,438
国際会議場	16,868 ~40,422	17,180 ~41,171
その他の施設	822 ~22,627	838 ~23,045
レストラン	1月の売上額の 100分の10.28に 相当する金額	1月の売上額の 100分の10.47に 相当する金額
合計		

平成 30 年度 日数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
日 247	円 662,236
250	220,745
5,179	608,680
—	—
5,676	1,491,661

キ 長崎市索道施設条例

区分	現行	改正案	平成 30 年度 人数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
通常料金(片道)	円 510 ~720	円 520 ~730	人 9,357	円 85,950
前売券料金 (片道)	320 ~570	330 ~580	26	240
通常料金(往復)	610 ~1,230	620 ~1,250	123,168	2,404,300
前売券料金 (往復)	490 ~980	500 ~1,000	20,138	400,510
合計			152,689	2,891,000

(参考)

団体利用者への影響は次のとおり

人数		平成 30 年度件数(見込み)	転嫁による影響見込み額
15 人以上 100 人未満	片道	1,960 人	10,013 円
	往復	15,335 人	238,114 円
100 人以上	片道	778 人	4,564 円
	往復	3,237 人	41,934 円

ク 長崎市中の茶屋条例

区分	現行	改正案	平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
模写等使用料	円 3,178	円 3,237	件 2	円 31
茶室使用料(1時 間につき)	205	209	37	148
和室使用料(1時 間につき)	205	209	41	164
合計			80	343

ケ 長崎市遠藤周作文学館条例

区分	現行	改正案
複写等使用料	円 3,178	円 3,237
一般(団体)観覧料	250	260
合計		

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
件 9	円 531
4,486	44,860
4,495	45,391

コ 長崎市ド・ロ神父記念館条例

区分	現行	改正案
模写等使用料	円 3,178	円 3,237
一般(個人)入館料	300	310
一般(団体)入館料	240	250
合計		

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
件 2	円 50
2,800	28,000
3,300	33,000
6,102	61,050

サ 長崎市伊王島灯台記念館条例

区分	現行	改正案
模写等使用料	円 3,178	円 3,237
合計		

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
件 0	円 0
0	0

シ 長崎市高島石炭資料館条例

区分	現行	改正案
模写等使用料	円 3,178	円 3,237
合計		

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
件 1	円 38
1	38

ス 野母崎炭酸温泉 A l e g a 軍艦島条例

(ア) 客室の利用に係る基準額

区分	現行	改正案	平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
宿泊料(1泊につき)一般	円 5,400	円 5,500	件 8,037	円 803,700
宿泊料(1泊につき)小学校の児童	4,320	4,400	1,453	116,240
宿泊料(1泊につき)幼児	2,160	2,200	123	4,920
休憩料	648 ~1,080	660 ~1,100	1,226	19,616
合計			10,839	944,476

(イ) 浴場の利用に係る基準額

区分	現行	改正案	平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
65歳以上の市民 1回につき	円 300	円 310	件 10,200	円 102,000
65歳以上の市民 回数券(12回分)	3,000	3,100	2,641	264,100
合計			12,841	366,100

(ウ) 会議室の利用に係る基準額

区分	現行	改正案	平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
大会議室(1時間 につき)	円 3,240	円 3,300	件 0	円 0
会議室(1時間 につき)	2,160	2,200	389	15,560
合計			389	15,560

セ 出島条例

区分	現行	改正案
模写等使用料	円 3,178	円 3,237
入場料 個人 一般	510	520
年間入場料 一般	820	830
年間入場料 高校生	300	310
喫茶店	1月の売上額	1月の売上額
売店	の100分の	の100分の
市長が出島の活性化に有効であると認めるもの	5.29に相当する金額	5.39に相当する金額
合計		

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
件 0	円 0
316,448	3,164,480
217	2,170
1	10
12	20,944
12	65,173
80	22,705
316,770	3,275,482

ソ 長崎市野口彌太郎記念美術館条例

区分	現行	改正案
模写等使用料	円 3,178	円 3,237
合計		

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
件 0	円 0
0	0

タ 長崎市端島見学施設条例

(ア) 許可事業者が、係船をするため棧橋を利用する場合

区分	現行	改正案
総トン数1トンにつき1回	円 25	円 26
合計		

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
件 2,378	円 133,774
2,378	133,774

(イ) 許可事業者及びその係員並びに許可事業者の船舶により運送された者が見学施設を利用する場合

区分	現行	改正案	平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
一般・個人	円 300	円 310	件 208,373	円 2,083,730
一般・団体	240	250	84,310	843,100
合計			292,683	2,926,830

チ 長崎市亀山社中記念館条例

区分	現行	改正案	平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
模写等使用料	円 3,178	円 3,237	件 0	円 0
一般	240 ~300	250 ~310	48,581	485,810
合計			48,581	485,810

ツ 長崎市伊王島ふれあい広場条例

(ア) 各区分に掲げる行為をする場合

区分	現行	改正案	平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
行商その他これ に類するもの	円 257	円 261	件 9	円 36
業として行う写 真又は映画の撮 影(1日)	102	104	0	0
業として行う写 真又は映画の撮 影(1月)	1,584	1,613	0	0
広告物の掲出	1,584	1,613	0	0
合計			9	36

(イ) 多目的グラウンドをスポーツ競技を行うために専用して利用する場合又は興行若しくは集会、展示会その他これらに類する催しを行うために利用する場合

区分	現行	改正案	平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
多目的グラウンド使用料	円 1,398 ~28,594	件 1,424 ~29,122	件 8	円 312
合計			8	312

テ 長崎市心田庵条例

区分	現行	改正案	平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
模写等使用料	円 3,178	円 3,237	件 1	円 4
一般(個人)入場料	300	310	6,294	62,940
一般(団体)入場料	240	250	183	1,830
茶室・庭園使用料 (午前9時から正午まで)	3,085	3,142	18	1,026
茶室・庭園使用料 (午後1時から午後5時まで)	4,114	4,190	25	1,900
茶室・庭園使用料 (午前9時から午後5時まで)	7,200	7,332	5	660
合計			6,526	68,360

ト 長崎市池島炭鉱体験施設条例

(ア) 体験施設を利用する場合(坑内体験施設のみを利用する場合を除く。)

区分	現行	改正案	平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
一般・個人	円 3,120	円 3,170	人 966	円 48,300
一般・団体	2,490	2,530	50	2,000
小学校の児童又は 中学校の生徒・ 個人	1,560	1,580	28	560
小学校の児童又は 中学校の生徒・ 団体	1,240	1,260	0	0
合計			1,044	50,860

(イ) 坑内体験施設のみを利用する場合

区分	現行	改正案	平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
一般・個人	円 2,680	円 2,720	人 2,044	円 81,760
一般・団体	2,140	2,170	1,264	37,920
小学校の児童又は 中学校の生徒・ 個人	1,340	1,360	164	3,280
小学校の児童又は 中学校の生徒・ 団体	1,070	1,080	13	130
合計			3,485	123,090

(3) 所要の整備による改正内容

ア 対象となる条例

- (ア) 長崎市博物館条例第 13 条
- (イ) 長崎市中の茶屋条例第 12 条
- (ウ) 長崎市ド・ロ神父記念館条例第 13 条
- (エ) 長崎市高島石炭資料館条例第 12 条
- (オ) 長崎市亀山社中記念館条例第 13 条
- (カ) 長崎市伊王島ふれあい広場条例第 14 条

イ 内容

対象となる条例の条文中、「き損し」を、「毀損し」に改めるもの。

3 施行期日

平成31年10月1日

4 経過措置

(1) 使用料

改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に模写等又は利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に模写等又は利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

- ア 長崎市博物館条例第7条第1項
- イ 長崎市旧居留地建造物条例第11条第1項、別表第4及び別表第5
- ウ 長崎市歴史民俗資料館条例第11条第1項
- エ 長崎ブリックホール条例別表第1及び別表第2
- オ 長崎市中の茶屋条例第5条第1項及び別表第2
- カ 長崎市遠藤周作文学館条例第5条第1項
- キ 長崎市ド・ロ神父記念館条例第5条第1項
- ク 長崎市伊王島灯台記念館条例第7条第1項
- ケ 長崎市高島石炭資料館条例第4条第1項
- コ 出島条例第5条第1項及び別表第2
- サ 長崎市野口彌太郎記念美術館条例第4条第1項
- シ 長崎市亀山社中記念館条例第5条第1項
- ス 長崎市伊王島ふれあい広場条例別表第1項及び第2項
- セ 長崎市心田庵条例第5条第1項及び別表第2
- ソ 長崎市池島炭鉱体験施設条例別表

(2) 利用料金

改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日以後に利用の許可を受ける者の利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者の利用料金については、なお従前の例による。

- ア グラバー園条例別表第2項
- イ 長崎市チトセピアホール条例別表
- ウ 長崎市旧居留地建造物条例別表第3第2項及び第3項

(3) 野母崎炭酸温泉 Alega軍艦島条例に関する利用料金

改正後の野母崎炭酸温泉 Alega軍艦島条例別表第3項の規定は、施行日以後に利用の申込みをする者の利用料金について適用し、施行日前に利用の申込みをした者の利用料金については、なお従前の例による。

5 新旧対照表

(1) 長崎市博物館条例

現 行	改 正 案 (傍線の部分は改正部分)
<p>(使用料)</p> <p>第7条 前条第1項の模写等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、1点につき<u>3,178円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第13条 博物館の建物、設備又は資料等を汚損し、<u>き損し</u>、又は滅失した者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 前条第1項の模写等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、1点につき<u>3,237円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第13条 博物館の建物、設備又は資料等を汚損し、<u>毀損し</u>、又は滅失した者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p> <p><u>(使用料に関する経過措置)</u></p> <p>2 第1条、第4条から第6条まで、第8条から第12条まで、第14条、第15条及び第17条から第20条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という)以後に模写等又は利用の許可を受ける者の使用料について適用し、<u>施行日前に模写等又は利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。</u></p> <p>(1)長崎市博物館条例第7条第1項</p>

- (2) 長崎市旧居留地建造物条例第11条第1項、別表第4及び別表第5
- (3) 長崎市歴史民俗資料館条例第11条第1項
- (4) 長崎ブリックホール条例別表第1及び別表第2
- (5) 長崎市中の茶屋条例第5条第1項及び別表第2
- (6) 長崎市遠藤周作文学館条例第5条第1項
- (7) 長崎市ド・ロ神父記念館条例第5条第1項
- (8) 長崎市伊王島灯台記念館条例第7条第1項
- (9) 長崎市高島石炭資料館条例第4条第1項
- (10) 出島条例第5条第1項及び別表第2
- (11) 長崎市野口彌太郎記念美術館条例第4条第1項
- (12) 長崎市亀山社中記念館条例第5条第1項
- (13) 長崎市伊王島ふれあい広場条例別表1項及び第2項
- (14) 長崎市心田庵条例第5条第1項及び別表第2
- (15) 長崎市池島炭鉱体験施設条例別表

(2) グラバー園条例

現 行	改 正 案 (傍線の部分は改正部分)																																								
<p>別表(第8条関係) 1 入場に係る基準額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">区分</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">個人</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">団体 (15人以上)</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">通常の料金</th> <th style="width: 15%;">前売券の料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: right;">円 610</td> <td style="text-align: right;">円 510</td> <td style="text-align: right;">円 1人につき 510</td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒</td> <td style="text-align: right;">300</td> <td style="text-align: right;">240</td> <td style="text-align: right;">1人につき 240</td> </tr> <tr> <td>小学校の児童及び 中学校の生徒</td> <td style="text-align: right;">180</td> <td style="text-align: right;">140</td> <td style="text-align: right;">1人につき 140</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 利用の許可に係る基準額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1回につき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">102,857円</td> </tr> </table>	区分	個人		団体 (15人以上)	通常の料金	前売券の料金	一般	円 610	円 510	円 1人につき 510	高等学校の生徒	300	240	1人につき 240	小学校の児童及び 中学校の生徒	180	140	1人につき 140	1回につき	102,857円	<p>別表(第8条関係) 1 入場に係る基準額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">区分</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">個人</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">団体 (15人以上)</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">通常の料金</th> <th style="width: 15%;">前売券の料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: right;">円 620</td> <td style="text-align: right;">円 520</td> <td style="text-align: right;">円 1人につき 520</td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒</td> <td style="text-align: right;">310</td> <td style="text-align: right;">250</td> <td style="text-align: right;">1人につき 250</td> </tr> <tr> <td>小学校の児童及び 中学校の生徒</td> <td style="text-align: right;">180</td> <td style="text-align: right;">140</td> <td style="text-align: right;">1人につき 140</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 利用の許可に係る基準額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1回につき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">104,761円</td> </tr> </table> <p><u>附 則</u> (<u>施行期日</u>) 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。 (<u>利用料金に関する経過措置</u>) 3 第2条から第4条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、<u>施行日以後に利用の許可を受ける者の利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者の利用料金については、なお従前の例による。</u> (1) <u>グラバー園条例別表第2項</u> (2) <u>長崎市チトセピアホール条例別表</u> (3) <u>長崎市旧居留地建造物条例別表第3第2項及び第3項</u></p>	区分	個人		団体 (15人以上)	通常の料金	前売券の料金	一般	円 620	円 520	円 1人につき 520	高等学校の生徒	310	250	1人につき 250	小学校の児童及び 中学校の生徒	180	140	1人につき 140	1回につき	104,761円
区分		個人			団体 (15人以上)																																				
	通常の料金	前売券の料金																																							
一般	円 610	円 510	円 1人につき 510																																						
高等学校の生徒	300	240	1人につき 240																																						
小学校の児童及び 中学校の生徒	180	140	1人につき 140																																						
1回につき																																									
102,857円																																									
区分	個人		団体 (15人以上)																																						
	通常の料金	前売券の料金																																							
一般	円 620	円 520	円 1人につき 520																																						
高等学校の生徒	310	250	1人につき 250																																						
小学校の児童及び 中学校の生徒	180	140	1人につき 140																																						
1回につき																																									
104,761円																																									

(3) 長崎市チトセピアホール条例

現 行	改 正 案 (傍線の部分は改正部分)
<p>別表 (第 8 条関係) 【別記 1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日をいう。</p> <p>2 「入場料等を徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、ホールに入場する者から金銭を受領することをいう。</p> <p>3 入場料等を徴収しない場合において、利用者が営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、当該使用料の倍額とする。</p> <p>4 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額 (備考 3 の適用があるときは、当該適用後の額) の 4 割に相当する額とする。</p> <p>5 利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後 1 時まで又は午後 5 時から午後 6 時までの利用に係る使用料は、徴収しない。</p> <p>6 利用時間を超過して利用する場合の使用料は、市長が定める。</p> <p>7 利用者が特別の設備をする場合に、備付けの器具以外の器具を使用して電気又は水道を使用するときは、実費を徴収する。</p> <p>8 附属設備の使用料は、市長が定める。</p>	<p>別表 (第 8 条関係) 【別記 1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日をいう。</p> <p>2 「入場料等を徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、ホールに入場する者から金銭を受領することをいう。</p> <p>3 入場料等を徴収しない場合において、利用者が営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、当該使用料の倍額とする。</p> <p>4 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額 (備考 3 の適用があるときは、当該適用後の額) の 4 割に相当する額とする。</p> <p>5 利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後 1 時まで又は午後 5 時から午後 6 時までの利用に係る使用料は、徴収しない。</p> <p>6 利用時間を超過して利用する場合の使用料は、市長が定める。</p> <p>7 利用者が特別の設備をする場合に、備付けの器具以外の器具を使用して電気又は水道を使用するときは、実費を徴収する。</p> <p>8 附属設備の使用料は、市長が定める。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日から施行する。</p> <p><u>(利用料金に関する経過措置)</u></p> <p>2 第 2 条から第 4 条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、<u>施行日以後に利用の許可を受ける者の利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者の利用料金については、なお従前の例による。</u></p> <p>(1) グラバー園条例別表第 2 項</p>

(3) 長崎市チトセピアホール条例

(2) 長崎市チトセピアホール条例別表

(3) 長崎市旧居留地建造物条例別表第3第2項及び第3項

(3) 長崎市チトセピアホール条例

【別記1】

現行

区分		利用時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
入場料等を徴収しない場合	平日		円 8,475	円 16,950	円 21,188
	土曜日、日曜日又は休日		10,594	21,188	26,485
入場料等を徴収する場合	最高の入場料等が3,085円以下	平日	12,713	25,426	31,782
		土曜日、日曜日又は休日	15,891	31,782	39,198
	最高の入場料等が3,085円を超える	平日	16,950	33,901	42,377
		土曜日、日曜日又は休日	21,188	42,377	52,971

改正後

区分		利用時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
入場料等を徴収しない場合	平日		円 8,632	円 17,264	円 21,580
	土曜日、日曜日又は休日		10,790	21,580	26,976
入場料等を徴収する場合	最高の入場料等が3,142円以下	平日	12,948	25,897	32,371
		土曜日、日曜日又は休日	16,185	32,371	39,924
	最高の入場料等が3,142円を超える	平日	17,264	34,529	43,161
		土曜日、日曜日又は休日	21,580	43,161	53,952

(4) 長崎市旧居留地建造物条例

現 行	改 正 案 (傍線の部分は改正部分)
<p>(使用料)</p> <p>第11条 前条第1項の模写等の許可(市長の許可に限る。第3項において同じ。)を受けた者は、1点につき<u>3,178円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(市長による管理)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 前項の場合においては、第6条第2項、第8条第1項及び第3項、第10条(第2項を除く。)、第13条、第14条第2項、第17条並びに別表第3の規定の適用については、第6条第2項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第8条第1項中「旧香港上海銀行記念館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第3に掲げる入館料又は使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第10条第1項中「市長(旧香港上海銀行記念館にあつては、指定管理者)」とあるのは「市長」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第4項及び第5項並びに第13条第1項中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第14条第2項中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、別表第3に掲げる入館料又は使用料」</p>	<p>(使用料)</p> <p>第11条 前条第1項の模写等の許可(市長の許可に限る。第3項において同じ。)を受けた者は、1点につき<u>3,237円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(市長による管理)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 前項の場合においては、第6条第2項、第8条第1項及び第3項、第10条(第2項を除く。)、第13条、第14条第2項、第17条並びに別表第3の規定の適用については、第6条第2項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第8条第1項中「旧香港上海銀行記念館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第3に掲げる入館料又は使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第10条第1項中「市長(旧香港上海銀行記念館にあつては、指定管理者)」とあるのは「市長」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第4項及び第5項並びに第13条第1項中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第14条第2項中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、別表第3に掲げる入館料又は使用料」</p>

(4) 長崎市旧居留地建造物条例

と、第17条ただし書中「市長(旧香港上海銀行記念館にあつては、指定管理者)」とあるのは「市長」と、別表第3第1項中「入館に係る基準額」とあるのは「入館料」と、同表第2項中「利用の許可に係る基準額」とあるのは「使用料」とし、同表第3項中「利用の許可に係る基準額 1点につき3,178円」とあるのは「使用料 1点につき3,178円の範囲内において市長が定める額」とし、第6条第3項並びに第8条第2項及び第4項の規定は適用しない。

3 (略)

別表第3 (第8条関係)

1 (略)

2 ホールの利用の許可に係る基準額

利用時間	金額
午後6時から午後9時まで	2,808円

3 旧香港上海銀行記念館の美術作品等の模写等の利用の許可に係る基準額 1点につき3,178円

別表第4 (第11条関係)

区分	金額 (1時間につき)		
長崎市南山手地区町並み保存センター	会議室	1	円 102
		2	102
	研修室	1	102
		2	102
長崎市東山手地区町並み保存センター	会議室	1	102
		2	102

備考

1 会議室又は研修室を利用する場合にあつては、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数は、1時間として計算する。

と、第17条ただし書中「市長(旧香港上海銀行記念館にあつては、指定管理者)」とあるのは「市長」と、別表第3第1項中「入館に係る基準額」とあるのは「入館料」と、同表第2項中「利用の許可に係る基準額」とあるのは「使用料」とし、同表第3項中「利用の許可に係る基準額 1点につき3,237円」とあるのは「使用料 1点につき3,237円の範囲内において市長が定める額」とし、第6条第3項並びに第8条第2項及び第4項の規定は適用しない。

3 (略)

別表第3 (第8条関係)

1 (略)

2 ホールの利用の許可に係る基準額

利用時間	金額
午後6時から午後9時まで	2,860円

3 旧香港上海銀行記念館の美術作品等の模写等の利用の許可に係る基準額 1点につき3,237円

別表第4 (第11条関係)

区分	金額 (1時間につき)		
長崎市南山手地区町並み保存センター	会議室	1	円 104
		2	104
	研修室	1	104
		2	104
長崎市東山手地区町並み保存センター	会議室	1	104
		2	104

備考

1 会議室又は研修室を利用する場合にあつては、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数は、1時間として計算する。

(4) 長崎市旧居留地建造物条例

2 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。

3 附属設備の使用料は、市長が定める。

別表第5 (第19条関係)

使用区分	使用料 (1月につき)
喫茶店	1月の売上額の100分の5.29に相当する金額
売店	

備考

1 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間については、1月を30日とした日割計算をする。

2 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。

3 附属設備の使用料は、市長が定める。

別表第5 (第19条関係)

使用区分	使用料 (1月につき)
喫茶店	1月の売上額の100分の5.39に相当する金額
売店	

備考

1 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間については、1月を30日とした日割計算をする。

2 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 第1条、第4条から第6条まで、第8条から第12条まで、第14条、第15条及び第17条から第20条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という)以後に模写等又は利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に模写等又は利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(1)長崎市博物館条例第7条第1項

(2)長崎市旧居留地建造物条例第11条第1項、別表第4及び別表第5

(3)長崎市歴史民俗資料館条例第11条第1項

(4) 長崎市旧居留地建造物条例

(4)長崎ブリックホール条例別表第1及び別表第2

(5)長崎市中の茶屋条例第5条第1項及び別表第2

(6)長崎市遠藤周作文学館条例第5条第1項

(7)長崎市ド・ロ神父記念館条例第5条第1項

(8)長崎市伊王島灯台記念館条例第7条第1項

(9)長崎市高島石炭資料館条例第4条第1項

(10)出島条例第5条第1項及び別表第2

(11)長崎市野口彌太郎記念美術館条例第4条第1項

(12)長崎市亀山社中記念館条例第5条第1項

(13)長崎市伊王島ふれあい広場条例別表1項及び第2項

(14)長崎市心田庵条例第5条第1項及び別表第2

(15)長崎市池島炭鉱体験施設条例別表

(利用料金に関する経過措置)

3 第2条から第4条までの規定による改正後の次に掲げる条

例の規定は、施行日以後に利用の許可を受ける者の利用
料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者
の利用料金については、なお従前の例による。

(1)グラバー園条例別表第2項

(2)長崎市チトセピアホール条例別表

(3)長崎市旧居留地建造物条例別表第3第2項及び第3項

(5) 長崎市歴史民俗資料館条例

現 行	改 正 案 (傍線の部分は改正部分)																						
<p>(使用料)</p> <p>第11条 前条第1項の模写等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、1点につき<u>3,178円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 (第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入館料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">個人</th> <th style="text-align: center;">団体 (10人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;">円 300</td> <td style="text-align: center;">円 240</td> </tr> <tr> <td>小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">100円につき 60</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。)をいう。</p>	区分	入館料		個人	団体 (10人以上)	一般	円 300	円 240	小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	100円につき 60		<p>(使用料)</p> <p>第11条 前条第1項の模写等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、1点につき<u>3,237円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 (第9条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入館料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">個人</th> <th style="text-align: center;">団体 (10人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;">円 310</td> <td style="text-align: center;">円 250</td> </tr> <tr> <td>小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">100円につき 60</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。)をいう。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(使用料に関する経過措置)</u></p> <p>2 第1条、第4条から第6条まで、第8条から第12条まで、第14条、第15条及び第17条から第20条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行</p>	区分	入館料		個人	団体 (10人以上)	一般	円 310	円 250	小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	100円につき 60	
区分		入館料																					
	個人	団体 (10人以上)																					
一般	円 300	円 240																					
小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	100円につき 60																						
区分	入館料																						
	個人	団体 (10人以上)																					
一般	円 310	円 250																					
小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	100円につき 60																						

(5) 長崎市歴史民俗資料館条例

の日（以下「施行日」という）以後に模写等又は利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に模写等又は利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(1)長崎市博物館条例第7条第1項

(2)長崎市旧居留地建造物条例第11条第1項、別表第4及び別表第5

(3)長崎市歴史民俗資料館条例第11条第1項

(4)長崎ブリックホール条例別表第1及び別表第2

(5)長崎市中の茶屋条例第5条第1項及び別表第2

(6)長崎市遠藤周作文学館条例第5条第1項

(7)長崎市ド・ロ神父記念館条例第5条第1項

(8)長崎市伊王島灯台記念館条例第7条第1項

(9)長崎市高島石炭資料館条例第4条第1項

(10)出島条例第5条第1項及び別表第2

(11)長崎市野口彌太郎記念美術館条例第4条第1項

(12)長崎市亀山社中記念館条例第5条第1項

(13)長崎市伊王島ふれあい広場条例別表1項及び第2項

(14)長崎市心田庵条例第5条第1項及び別表第2

(15)長崎市池島炭鉱体験施設条例別表

(6) 長崎ブリックホール条例

現 行	改 正 案 (傍線の部分は改正部分)
<p>別表第1 (第8条関係)</p> <p>1 大ホールの使用料 【別記1 参照】</p> <p>2 国際会議場の使用料 【別記2 参照】</p> <p>3 その他の施設の使用料 【別記3 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。</p> <p>2 「入場料等を徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、大ホール又は国際会議場に入場する者から金銭を受領することをいう。この場合において、入場料等には、消費税及び地方消費税を含むものとする。</p> <p>3 入場料等を徴収する場合を除き、利用者が営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、当該使用料の倍額とする。</p> <p>4 大ホール又は国際会議場の利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために大ホール又は国際会議場を利用する場合の使用料は、この表に掲げる額(備考3の適用があるときは、当該適用後の額)の4割に相当する額とする。</p> <p>5 大ホール又は国際会議場の利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用に係る使用料は、徴収しない。</p> <p>6 利用時間を超過して利用する場合の使用料は、市長が定める。</p> <p>7 利用者が特別の設備をする場合に、備付けの器具以外の器具を使用して電気又は水道を使用するときは、実費を徴収する。</p>	<p>別表第1 (第8条関係)</p> <p>1 大ホールの使用料 【別記1 参照】</p> <p>2 国際会議場の使用料 【別記2 参照】</p> <p>3 その他の施設の使用料 【別記3 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。</p> <p>2 「入場料等を徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、大ホール又は国際会議場に入場する者から金銭を受領することをいう。この場合において、入場料等には、消費税及び地方消費税を含むものとする。</p> <p>3 入場料等を徴収する場合を除き、利用者が営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、当該使用料の倍額とする。</p> <p>4 大ホール又は国際会議場の利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために大ホール又は国際会議場を利用する場合の使用料は、この表に掲げる額(備考3の適用があるときは、当該適用後の額)の4割に相当する額とする。</p> <p>5 大ホール又は国際会議場の利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用に係る使用料は、徴収しない。</p> <p>6 利用時間を超過して利用する場合の使用料は、市長が定める。</p> <p>7 利用者が特別の設備をする場合に、備付けの器具以外の器具を使用して電気又は水道を使用するときは、実費を徴収する。</p>

(6) 長崎ブリックホール条例

8 附属設備の使用料は、市長が定める。

別表第2（第18条関係）

【別記4 参照】

備考

- 1 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間は1月とする。
- 2 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

8 附属設備の使用料は、市長が定める。

別表第2（第18条関係）

【別記4 参照】

備考

- 1 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間は1月とする。
- 2 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年（2019年）10月1日から施行する。

（使用料に関する経過措置）

2 第1条、第4条から第6条まで、第8条から第12条まで、第14条、第15条及び第17条から第20条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に模写等又は利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に模写等又は利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(1)長崎市博物館条例第7条第1項

(2)長崎市旧居留地建造物条例第11条第1項、別表第4及び別表第5

(3)長崎市歴史民俗資料館条例第11条第1項

(4)長崎ブリックホール条例別表第1及び別表第2

(5)長崎市中の茶屋条例第5条第1項及び別表第2

(6)長崎市遠藤周作文学館条例第5条第1項

(7)長崎市ド・ロ神父記念館条例第5条第1項

(8)長崎市伊王島灯台記念館条例第7条第1項

(9)長崎市高島石炭資料館条例第4条第1項

(10)出島条例第5条第1項及び別表第2

(11)長崎市野口彌太郎記念美術館条例第4条第1項

(12)長崎市亀山社中記念館条例第5条第1項

(13)長崎市伊王島ふれあい広場条例別表第1項及び第2項

(6) 長崎ブリックホール条例

(14) 長崎市心田庵条例第5条第1項及び別表第2

(15) 長崎市池島炭鉱体験施設条例別表

(6) 長崎ブリックホール条例

【別記1】

現行

区分		利用時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
入場料等を徴収しない場合	平日		円 34,045	円 74,880	円 88,560
	土曜日、日曜日又は休日		40,834	89,897	106,251
入場料等を徴収する場合	最高の入場料等が3,085円以下のとき	平日	40,834	89,897	106,251
		土曜日、日曜日又は休日	48,960	107,897	127,542
	最高の入場料等が3,085円を超え5,142円以下のとき	平日	51,120	112,320	132,788
		土曜日、日曜日又は休日	61,302	134,845	159,325
	最高の入場料等が5,142円を超えるとき	平日	68,091	149,760	177,120
		土曜日、日曜日又は休日	81,668	179,794	212,502

改正後

区分		利用時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
入場料等を徴収しない場合	平日		円 34,676	円 76,266	円 90,200
	土曜日、日曜日又は休日		41,590	91,561	108,219
入場料等を徴収	最高の入場料等が3,142	平日	41,590	91,561	108,219

(6) 長崎ブリックホール条例

する場合	円以下のとき	土曜日、日曜日又は休日	49,866	109,895	129,904
	最高の入場料等が3,142円を超え5,238円以下のとき	平日	52,066	114,400	135,247
		土曜日、日曜日又は休日	62,438	137,342	162,276
	最高の入場料等が5,238円を超えるとき	平日	69,352	152,533	180,400
		土曜日、日曜日又は休日	83,180	183,123	216,438

【別記2】

現行

区分		利用時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
入場料等を徴収しない場合	平日		円 16,868	円 22,422	円 22,422
	土曜日、日曜日又は休日		20,160	26,948	26,948
入場料を徴収する場合	最高の入場料等が3,085円以下のとき	平日	20,160	26,948	26,948
		土曜日、日曜日又は休日	24,274	32,297	32,297
	最高の入場料等が3,085円を超えるとき	平日	25,302	33,634	33,634
		土曜日、日曜日又は休日	30,240	40,422	40,422

改正後(案)

区分		利用時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
入場料等を徴収しない場合	平日		円 17,180	円 22,838	円 22,838

(6) 長崎ブリックホール条例

入場料を徴収する 場合	最高の入場料等が3,142 円以下のとき	土曜日、日曜日又は休日	20,533	27,447	27,447
		平日	20,533	27,447	27,447
	最高の入場料等が3,142 円を超えるとき	土曜日、日曜日又は休日	24,723	32,895	32,895
		平日	25,771	34,257	34,257
		土曜日、日曜日又は休日	30,800	41,171	41,171

【別記3】

現行

区分		利用時間	午前9時から正午	午後1時から午後5	午後6時から午後10	午前9時から午後5	午後1時から午後10	午前9時から午後10
		まで	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで
楽屋	楽屋1	円	円	円	円	円	円	円
		1,131	1,542	1,542	2,673	3,084	4,215	
	楽屋2	1,234	1,645	1,645	2,879	3,290	4,524	
	楽屋3	1,131	1,542	1,542	2,673	3,084	4,215	
	楽屋4	822	1,028	1,028	1,850	2,056	2,878	
	楽屋5	822	1,028	1,028	1,850	2,056	2,878	
	楽屋6	822	1,028	1,028	1,850	2,056	2,878	
	楽屋7	1,234	1,645	1,645	2,879	3,290	4,524	
	楽屋8	1,131	1,542	1,542	2,673	3,084	4,215	
	楽屋9	1,645	2,160	2,160	3,805	4,320	5,965	
リハーサル室		5,965	7,920	7,920	13,885	15,840	21,805	
練習室	練習室1	2,365	3,188	3,188	5,553	6,376	8,741	
	練習室2	2,365	3,188	3,188	5,553	6,376	8,741	
	練習室3	1,542	2,057	2,057	3,599	4,114	5,656	

(6) 長崎ブリックホール条例

会議室 (1室につき)		3,085	4,114	4,114	7,199	8,228	11,313
和室	和室1	2,262	3,085	3,085	5,347	6,170	8,432
	和室2	1,542	2,057	2,057	3,599	4,114	5,656
	茶室	2,262	3,085	3,085	5,347	6,170	8,432
特別室	特別室1	6,171	8,228	8,228	14,399	16,456	22,627
	特別室2	3,085	4,114	4,114	7,199	8,228	11,313
	特別室3	3,085	4,114	4,114	7,199	8,228	11,313

改正後 (案)

区分	利用時間	午前9時から正午	午後1時から午後5	午後6時から午後10	午前9時から午後5	午後1時から午後10	午前9時から午後10
		まで	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで
楽屋	楽屋1	円	円	円	円	円	円
		1,152	1,571	1,571	2,723	3,142	4,294
	楽屋2	1,257	1,676	1,676	2,933	3,352	4,609
	楽屋3	1,152	1,571	1,571	2,723	3,142	4,294
	楽屋4	838	1,047	1,047	1,885	2,094	2,932
	楽屋5	838	1,047	1,047	1,885	2,094	2,932
	楽屋6	838	1,047	1,047	1,885	2,094	2,932
	楽屋7	1,257	1,676	1,676	2,933	3,352	4,609
	楽屋8	1,152	1,571	1,571	2,723	3,142	4,294
楽屋9	1,676	2,200	2,200	3,876	4,400	6,076	
リハーサル室		6,076	8,066	8,066	14,142	16,132	22,208

(6) 長崎ブリックホール条例

練習室	練習室1	2,409	3,247	3,247	5,656	6,494	8,903
	練習室2	2,409	3,247	3,247	5,656	6,494	8,903
	練習室3	1,571	2,095	2,095	3,666	4,190	5,761
会議室 (1室につき)		3,142	4,190	4,190	7,332	8,380	11,522
和室	和室1	2,304	3,142	3,142	5,446	6,284	8,588
	和室2	1,571	2,095	2,095	3,666	4,190	5,761
	茶室	2,304	3,142	3,142	5,446	6,284	8,588
特別室	特別室1	6,285	8,380	8,380	14,665	16,760	23,045
	特別室2	3,142	4,190	4,190	7,332	8,380	11,522
	特別室3	3,142	4,190	4,190	7,332	8,380	11,522

【別記4】

現行

使用区分	使用料 (1月につき)
レストラン	1月の売上額の100分の10.28に相当する額

改正後 (案)

使用区分	使用料 (1月につき)
レストラン	1月の売上額の100分の10.47に相当する額

(7) 長崎市索道施設条例

現 行					改正案（傍線の部分は改正部分）						
別表（第5条関係） （平11条例68・平17条例42・平19条例39・平25条例52・平26 条例35・一部改正）					別表（第5条関係） （平11条例68・平17条例42・平19条例39・平25条例52・平26 条例35・一部改正）						
1 個人の利用に係る基準額					1 個人の利用に係る基準額						
区分	利用形態 金額	片道		往復		区分	利用形態 金額	片道		往復	
		通常の料 金	前売券の 料金	通常の料 金	前売券の 料金			通常の料 金	前売券の 料金	通常の料 金	前売券の 料金
一般		円 720	円 570	円 1,230	円 980	一般		円 730	円 580	円 1,250	円 1,000
高等学校又は中学校の 生徒		510	410	920	740	高等学校又は中学校の 生徒		520	410	940	750
小児		410	320	610	490	小児		410	330	620	500
備考 1 「一般」とは、15歳以上の者（高等学校及び中学校の生徒を除く。）をいう。 2 「小児」とは、1歳以上12歳以下の者（中学校の生徒を除く。）という。 3 保護者（一般に限る。以下同じ。）が同伴する1歳以上6歳未満の者の料金は、保護者1人につき1人を無料とする。					備考 1 「一般」とは、15歳以上の者（高等学校及び中学校の生徒を除く。）をいう。 2 「小児」とは、1歳以上12歳以下の者（中学校の生徒を除く。）という。 3 保護者（一般に限る。以下同じ。）が同伴する1歳以上6歳未満の者の料金は、保護者1人につき1人を無料とする。						
					附 則 （施行期日）						

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(8) 長崎市中の茶屋条例

現 行	改 正 案 (傍線の部分は改正部分)												
<p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の模写等の許可を受けた者は、1点につき3,178円の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第12条 中の茶屋の建物、附属設備又は美術作品等を汚損し、<u>き損し</u>、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表第2 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="271 890 1137 1058"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茶室</td> <td>205 円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>205</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額 (1時間につき)	茶室	205 円	和室	205	<p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の模写等の許可を受けた者は、1点につき3,237円の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第12条 中の茶屋の建物、附属設備又は美術作品等を汚損し、<u>毀損し</u>、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表第2 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1167 890 2033 1058"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茶室</td> <td>209 円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>209</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p> <p>(使用料に関する経過措置)</p> <p>2 第1条、第4条から第6条まで、第8条から第12条まで、第14条、第15条及び第17条から第20条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という) 以後に模写等又は利用の許</p>	区分	金額 (1時間につき)	茶室	209 円	和室	209
区分	金額 (1時間につき)												
茶室	205 円												
和室	205												
区分	金額 (1時間につき)												
茶室	209 円												
和室	209												

(8) 長崎市中の茶屋条例

可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に模写等又は利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(1)長崎市博物館条例第7条第1項

(2)長崎市旧居留地建造物条例第11条第1項、別表第4及び別表第5

(3)長崎市歴史民俗資料館条例第11条第1項

(4)長崎ブリックホール条例別表第1及び別表第2

(5)長崎市中の茶屋条例第5条第1項及び別表第2

(6)長崎市遠藤周作文学館条例第5条第1項

(7)長崎市ド・ロ神父記念館条例第5条第1項

(8)長崎市伊王島灯台記念館条例第7条第1項

(9)長崎市高島石炭資料館条例第4条第1項

(10)出島条例第5条第1項及び別表第2

(11)長崎市野口彌太郎記念美術館条例第4条第1項

(12)長崎市亀山社中記念館条例第5条第1項

(13)長崎市伊王島ふれあい広場条例別表1項及び第2項

(14)長崎市心田庵条例第5条第1項及び別表第2

(15)長崎市池島炭鉱体験施設条例別表

(9) 長崎市遠藤周作文学館条例

現 行	改 正 案 (傍線の部分は改正部分)																						
<p>(使用料)</p> <p>第5条 模写等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、1点につき <u>3,178円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、模写等の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表(第3条関係)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第5条 模写等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、1点につき <u>3,237円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、模写等の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表(第3条関係)</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">観覧料</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体 (10人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>円 360</td> <td>円 1人につき 250</td> </tr> <tr> <td>小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒</td> <td>円 200</td> <td>円 1人につき 100</td> </tr> </tbody> </table>	区分	観覧料		個人	団体 (10人以上)	一般	円 360	円 1人につき 250	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	円 200	円 1人につき 100	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">観覧料</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体 (10人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>円 360</td> <td>円 1人につき 260</td> </tr> <tr> <td>小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒</td> <td>円 200</td> <td>円 1人につき 100</td> </tr> </tbody> </table>	区分	観覧料		個人	団体 (10人以上)	一般	円 360	円 1人につき 260	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	円 200	円 1人につき 100
区分		観覧料																					
	個人	団体 (10人以上)																					
一般	円 360	円 1人につき 250																					
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	円 200	円 1人につき 100																					
区分	観覧料																						
	個人	団体 (10人以上)																					
一般	円 360	円 1人につき 260																					
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	円 200	円 1人につき 100																					
<p>備考 「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。)をいう。</p>	<p>備考 「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。)をいう。</p>																						
	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p> <p>(使用料に関する経過措置)</p> <p>2 <u>第1条、第4条から第6条まで、第8条から第12条まで、第14条、第15条及び第17条から第20条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に模写等又は利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に模写等又は利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。</u></p> <p>(1)長崎市博物館条例第7条第1項</p> <p>(2)長崎市旧居留地建造物条例第11条第1項、別表第4及び別表</p>																						

(9) 長崎市遠藤周作文学館条例

第 5

- (3) 長崎市歴史民俗資料館条例第 11 条第 1 項
- (4) 長崎ブリックホール条例別表第 1 及び別表第 2
- (5) 長崎市中の茶屋条例第 5 条第 1 項及び別表第 2
- (6) 長崎市遠藤周作文学館条例第 5 条第 1 項
- (7) 長崎市ド・ロ神父記念館条例第 5 条第 1 項
- (8) 長崎市伊王島灯台記念館条例第 7 条第 1 項
- (9) 長崎市高島石炭資料館条例第 4 条第 1 項
- (10) 出島条例第 5 条第 1 項及び別表第 2
- (11) 長崎市野口彌太郎記念美術館条例第 4 条第 1 項
- (12) 長崎市亀山社中記念館条例第 5 条第 1 項
- (13) 長崎市伊王島ふれあい広場条例別表第 1 項及び第 2 項
- (14) 長崎市心田庵条例第 5 条第 1 項及び別表第 2
- (15) 長崎市池島炭鉱体験施設条例別表

(10) 長崎市ド・ロ神父記念館条例

現 行	改 正 案 (傍線の部分は改正部分)																						
<p>(使用料)</p> <p>第5条 模写等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、1点につき<u>3,178円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第13条 記念館の建物、附属設備、資料等を汚損し、<u>き損し</u>、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="271 932 1140 1259"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入館料</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体 (10人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>円 300</td> <td>円 240</td> </tr> <tr> <td>小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒</td> <td>100</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。)をいう。</p>	区分	入館料		個人	団体 (10人以上)	一般	円 300	円 240	小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	100	60	<p>(使用料)</p> <p>第5条 模写等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、1点につき<u>3,237円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第13条 記念館の建物、附属設備、資料等を汚損し、<u>毀損し</u>、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1167 932 2036 1259"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入館料</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体 (10人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>円 310</td> <td>円 250</td> </tr> <tr> <td>小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒</td> <td>100</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。)をいう。</p>	区分	入館料		個人	団体 (10人以上)	一般	円 310	円 250	小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	100	60
区分		入館料																					
	個人	団体 (10人以上)																					
一般	円 300	円 240																					
小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	100	60																					
区分	入館料																						
	個人	団体 (10人以上)																					
一般	円 310	円 250																					
小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	100	60																					

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 第1条、第4条から第6条まで、第8条から第12条まで、第14条、第15条及び第17条から第20条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という）以後に模写等又は利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に模写等又は利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(1)長崎市博物館条例第7条第1項

(2)長崎市旧居留地建造物条例第11条第1項、別表第4及び別表第5

(3)長崎市歴史民俗資料館条例第11条第1項

(4)長崎ブリックホール条例別表第1及び別表第2

(5)長崎市中の茶屋条例第5条第1項及び別表第2

(6)長崎市遠藤周作文学館条例第5条第1項

(7)長崎市ド・ロ神父記念館条例第5条第1項

(8)長崎市伊王島灯台記念館条例第7条第1項

(9)長崎市高島石炭資料館条例第4条第1項

(10)出島条例第5条第1項及び別表第2

(11)長崎市野口彌太郎記念美術館条例第4条第1項

(12)長崎市亀山社中記念館条例第5条第1項

(13)長崎市伊王島ふれあい広場条例別表1項及び第2項

(14)長崎市心田庵条例第5条第1項及び別表第2

(15)長崎市池島炭鉱体験施設条例別表

(11) 長崎市伊王島灯台記念館条例

現 行	改 正 案 (傍線の部分は改正部分)
<p>(使用料)</p> <p>第7条 模写等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、1点につき<u>3,178円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 模写等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、1点につき<u>3,237円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p> <p><u>(使用料に関する経過措置)</u></p> <p>2 第1条、第4条から第6条まで、第8条から第12条まで、第14条、第15条及び第17条から第20条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という)以後に模写等又は利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に模写等又は利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。</p> <p>(1)長崎市博物館条例第7条第1項 (2)長崎市旧居留地建造物条例第11条第1項、別表第4及び別表第5 (3)長崎市歴史民俗資料館条例第11条第1項 (4)長崎ブリックホール条例別表第1及び別表第2 (5)長崎市中の茶屋条例第5条第1項及び別表第2 (6)長崎市遠藤周作文学館条例第5条第1項 (7)長崎市ド・ロ神父記念館条例第5条第1項 (8)長崎市伊王島灯台記念館条例第7条第1項</p>

(11) 長崎市伊王島灯台記念館条例

(9)長崎市高島石炭資料館条例第4条第1項

(10)出島条例第5条第1項及び別表第2

(11)長崎市野口彌太郎記念美術館条例第4条第1項

(12)長崎市亀山社中記念館条例第5条第1項

(13)長崎市伊王島ふれあい広場条例別表1項及び第2項

(14)長崎市心田庵条例第5条第1項及び別表第2

(15)長崎市池島炭鉱体験施設条例別表

(12) 長崎市高島石炭資料館条例

現 行	改 正 案 (傍線の部分は改正部分)
<p>(使用料)</p> <p>第4条 模写等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、1点につき<u>3,178円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第12条 資料館の建物、附属設備、資料等を汚損し、<u>き損し</u>、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第4条 模写等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、1点につき<u>3,237円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第12条 資料館の建物、附属設備、資料等を汚損し、<u>毀損し</u>、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p> <p><u>(使用料に関する経過措置)</u></p> <p>2 第1条、第4条から第6条まで、第8条から第12条まで、第14条、第15条及び第17条から第20条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という)以後に模写等又は利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に模写等又は利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。</p> <p>(1)長崎市博物館条例第7条第1項</p>

(12) 長崎市高島石炭資料館条例

- (2)長崎市旧居留地建造物条例第11条第1項、別表第4及び別表第5
- (3)長崎市歴史民俗資料館条例第11条第1項
- (4)長崎ブリックホール条例別表第1及び別表第2
- (5)長崎市中の茶屋条例第5条第1項及び別表第2
- (6)長崎市遠藤周作文学館条例第5条第1項
- (7)長崎市ド・ロ神父記念館条例第5条第1項
- (8)長崎市伊王島灯台記念館条例第7条第1項
- (9)長崎市高島石炭資料館条例第4条第1項
- (10)出島条例第5条第1項及び別表第2
- (11)長崎市野口彌太郎記念美術館条例第4条第1項
- (12)長崎市亀山社中記念館条例第5条第1項
- (13)長崎市伊王島ふれあい広場条例別表1項及び第2項
- (14)長崎市心田庵条例第5条第1項及び別表第2
- (15)長崎市池島炭鉱体験施設条例別表

(13) 野母崎炭酸温泉 Alega軍艦島条例

現行				改正後（傍線の部分は改正部分）			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
1 客室の利用に係る基準額				1 客室の利用に係る基準額			
区分	宿泊料 (1泊につき)	休憩料		区分	宿泊料 (1泊につき)	休憩料	
		3時間まで	3時間を超え 6時間まで			3時間まで	3時間を超え 6時間まで
一般	円 5,400	円 864	円 1,080	一般	円 5,500	円 880	円 1,100
小学校の児童	4,320	648	756	小学校の児童	4,400	660	770
幼児	2,160			幼児	2,200		
備考				備考			
1 「一般」とは、12歳以上の者（小学校の児童を除く。）をいう。				1 「一般」とは、12歳以上の者（小学校の児童を除く。）をいう。			
2 「幼児」とは、就学前の者（4歳未満の者を除く。）をいう。				2 「幼児」とは、就学前の者（4歳未満の者を除く。）をいう。			
2 浴場の利用に係る基準額				2 浴場の利用に係る基準額			
区分	金額		区分	金額			
	1回につき	回数券（12回分）		1回につき	回数券（12回分）		
一般	円 410	円 4,100	一般	円 410	円 4,100		
65歳以上の市民	300	3,000	65歳以上の市民	310	3,100		
小学校の児童又は幼児	200	2,000	小学校の児童又は幼児	200	2,000		

備考

- 1 「一般」とは、12歳以上の者（65歳以上の市民及び小学校の児童を除く。）をいう。
- 2 「市民」とは、市内に住所を有する者をいう。
- 3 「幼児」とは、就学前の者（4歳未満の者を除く。）をいう。

3 会議室の利用に係る基準額

区分	金額（1時間につき）
大会議室	円 3,240
会議室	2,160

備考

- 1 「一般」とは、12歳以上の者（65歳以上の市民及び小学校の児童を除く。）をいう。
- 2 「市民」とは、市内に住所を有する者をいう。
- 3 「幼児」とは、就学前の者（4歳未満の者を除く。）をいう。

3 会議室の利用に係る基準額

区分	金額（1時間につき）
大会議室	円 3,300
会議室	2,200

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（利用料金に関する経過措置）

- 4 第13条の規定による改正後の野母崎炭酸温泉 A l e g a 軍艦島
条例別表第3項の規定は、施行日以後に利用の申込みをする者の利用
料金について適用し、施行日前に利用の申込みをした者の利用料金
については、なお従前の例による。

(14) 出島条例

現行

(使用料)

第5条 利用等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、模写等に係るものにあつては1点につき 3,178 円の範囲内において市長が定める使用料を、附属設備に係るものにあつては市長が定める使用料を納入しなければならない。

別表第1 (第3条関係)

区分	入場料 (1人1回につき)		年間入場料 (1人1年間につき)
	個人	団体 (15人以上)	
一般	円 510	円 410	円 820
高等学校の生徒	200	120	300
小学校の児童又は中学校の生徒	100	60	200

備考 「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。)をいう。

別表第2 (第5条関係)

使用区分	使用料 (1月につき)
喫茶店	1月の売上額の <u>100分の5.29</u> に相当する金額
売店	
市長が出島の活性化に有効であると認めるもの	

改正後 (防戦の部分は改正部分)

(使用料)

第5条 利用等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、模写等に係るものにあつては1点につき 3,237 円の範囲内において市長が定める使用料を、附属設備に係るものにあつては市長が定める使用料を納入しなければならない。

別表第1 (第3条関係)

区分	入場料 (1人1回につき)		年間入場料 (1人1年間につき)
	個人	団体 (15人以上)	
一般	円 520	円 410	円 830
高等学校の生徒	200	120	310
小学校の児童又は中学校の生徒	100	60	200

備考 「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。)をいう。

別表第2 (第5条関係)

使用区分	使用料 (1月につき)
喫茶店	1月の売上額の <u>100分の5.39</u> に相当する金額
売店	
市長が出島の活性化に有効であると認めるもの	

備考

- 1 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間またはその端数期間は1月とする。
- 2 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

備考

- 1 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間またはその端数期間は1月とする。
- 2 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

- 2 第1条、第4条から第6条まで、第8条から第12条まで、第14条、第15条及び第17条から第20条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に模写等又は利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に模写等又は利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(1) 長崎市博物館条例第7条第1項

(2) 長崎市旧居留地建造物条例第11条第1項、別表第4及び別表第5

(3) 長崎市歴史民俗資料館条例第11条第1項

(4) 長崎ブリックホール条例別表第1及び別表第2

(5) 長崎市中の茶屋条例第5条第1項及び別表第2

(6) 長崎市遠藤周作文学館条例第5条第1項

(7) 長崎市ド・ロ神父記念館条例第5条第1項

(8) 長崎市伊王島灯台記念館条例第7条第1項

(9) 長崎市高島石炭資料館条例第4条第1項

(10) 出島条例第5条第1項及び別表第2

(11) 長崎市野口彌太郎記念美術館条例第4条第1項

(12) 長崎市亀山社中記念館条例第5条第1項

(13) 長崎市伊王島ふれあい広場条例別表第1項及び第2項

(14) 長崎市心田庵条例第5条第1項及び別表第2

(15) 長崎市池島炭鉱体験施設条例別表

(15) 長崎市野口彌太郎記念美術館条例

現 行	改 正 案 (傍線の部分は改正部分)
<p>(使用料)</p> <p>第4条 模写等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、1点につき3,178円の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第4条 模写等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、1点につき3,237円の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p> <p><u>(使用料に関する経過措置)</u></p> <p>2 <u>第1条、第4条から第6条まで、第8条から第12条まで、第14条、第15条及び第17条から第20条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という)以後に模写等又は利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に模写等又は利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(1)長崎市博物館条例第7条第1項</u></p> <p><u>(2)長崎市旧居留地建造物条例第11条第1項、別表第4及び別表第5</u></p> <p><u>(3)長崎市歴史民俗資料館条例第11条第1項</u></p> <p><u>(4)長崎ブリックホール条例別表第1及び別表第2</u></p> <p><u>(5)長崎市中の茶屋条例第5条第1項及び別表第2</u></p> <p><u>(6)長崎市遠藤周作文学館条例第5条第1項</u></p> <p><u>(7)長崎市ド・ロ神父記念館条例第5条第1項</u></p> <p><u>(8)長崎市伊王島灯台記念館条例第7条第1項</u></p>

(15) 長崎市野口彌太郎記念美術館条例

(9)長崎市高島石炭資料館条例第4条第1項

(10)出島条例第5条第1項及び別表第2

(11)長崎市野口彌太郎記念美術館条例第4条第1項

(12)長崎市亀山社中記念館条例第5条第1項

(13)長崎市伊王島ふれあい広場条例別表1項及び第2項

(14)長崎市心田庵条例第5条第1項及び別表第2

(15)長崎市池島炭鉱体験施設条例別表

(16) 長崎市端島見学施設条例

現 行			改 正 案 (傍線の部分は改正部分)		
別表第1 (第6条関係)			別表第1 (第6条関係)		
単位	金額		単位	金額	
総トン数1トンにつき1回	25円		総トン数1トンにつき1回	26円	
備考 この表により算定した額に、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる			備考 この表により算定した額に、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる		
別表第2 (第6条関係)			別表第2 (第6条関係)		
区分	金額		区分	金額	
	個人	団体(15人以上)		個人	団体(15人以上)
一般	円 300	円 240	一般	円 310	円 250
小学校の児童	150	120	小学校の児童	150	120
備考 「一般」とは、12歳以上の者(小学校の児童を除く。)をいう。			備考 「一般」とは、12歳以上の者(小学校の児童を除く。)をいう。		
			<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p>		

現 行	改 正 案 (傍線の部分は改正部分)																												
<p>(使用料) 第5条 模写等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、1点につき <u>3,178円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、模写等の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(損害賠償) 第13条 記念館の建物、附属設備、資料等を汚損し、<u>き損し</u>、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入館料</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体(15人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;">円 300</td> <td style="text-align: center;">円 1人につき 240</td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">1人につき 160</td> </tr> <tr> <td>小学校の児童又は 中学校の生徒</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">1人につき 120</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。)をいう。</p>	区分	入館料		個人	団体(15人以上)	一般	円 300	円 1人につき 240	高等学校の生徒	200	1人につき 160	小学校の児童又は 中学校の生徒	150	1人につき 120	<p>(使用料) 第5条 模写等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、1点につき <u>3,237円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、模写等の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(損害賠償) 第13条 記念館の建物、附属設備、資料等を汚損し、<u>毀損し</u>、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入館料</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体(15人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;">円 <u>310</u></td> <td style="text-align: center;">円 1人につき <u>250</u></td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">1人につき 160</td> </tr> <tr> <td>小学校の児童又は 中学校の生徒</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">1人につき 120</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。)をいう</p>	区分	入館料		個人	団体(15人以上)	一般	円 <u>310</u>	円 1人につき <u>250</u>	高等学校の生徒	200	1人につき 160	小学校の児童又は 中学校の生徒	150	1人につき 120
区分		入館料																											
	個人	団体(15人以上)																											
一般	円 300	円 1人につき 240																											
高等学校の生徒	200	1人につき 160																											
小学校の児童又は 中学校の生徒	150	1人につき 120																											
区分	入館料																												
	個人	団体(15人以上)																											
一般	円 <u>310</u>	円 1人につき <u>250</u>																											
高等学校の生徒	200	1人につき 160																											
小学校の児童又は 中学校の生徒	150	1人につき 120																											

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 第1条、第4条から第6条まで、第8条から第12条まで、第14条、第15条及び第17条から第20条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に模写等又は利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に模写等又は利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(1) 長崎市博物館条例第7条第1項

(2) 長崎市旧居留地建造物条例第11条第1項、別表第4及び別表第5

(3) 長崎市歴史民俗資料館条例第11条第1項

(4) 長崎ブリックホール条例別表第1及び別表第2

(5) 長崎市中の茶屋条例第5条第1項及び別表第2

(6) 長崎市遠藤周作文学館条例第5条第1項

(7) 長崎市ド・ロ神父記念館条例第5条第1項

(8) 長崎市伊王島灯台記念館条例第7条第1項

(9) 長崎市高島石炭資料館条例第4条第1項

(10) 出島条例第5条第1項及び別表第2

(11) 長崎市野口彌太郎記念美術館条例第4条第1項

(12) 長崎市亀山社中記念館条例第5条第1項

(13) 長崎市伊王島ふれあい広場条例別表第1項及び第2項

(14) 長崎市心田庵条例第5条第1項及び別表第2

(15) 長崎市池島炭鉱体験施設条例別表

(18) 長崎市伊王島ふれあい広場条例

現行		改正後(案)		
<p>(損害賠償)</p> <p>第14条 ふれあい広場の施設、附属設備等を汚損し、<u>き損し</u>、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p>		<p>(損害賠償)</p> <p>第14条 ふれあい広場の施設、附属設備等を汚損し、<u>毀損し</u>、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p>		
別表(第7条関係)		別表(第7条関係)		
1 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料		1 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料		
行為の種類	単位	金額	金額	
行商その他これに類するもの	1日	円 257	円 261	
業として行う写真又は映画の撮影	1日	102	104	
	1月	1,584	1,613	
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,584	1,613	
2 多目的グラウンドをスポーツ競技を行うために専用して利用する場合又は興行若しくは集会、展示会その他これらに類する催しを行うために利用する場合の使用料		2 多目的グラウンドをスポーツ競技を行うために専用して利用する場合又は興行若しくは集会、展示会その他これらに類する催しを行うために利用する場合の使用料		
区分	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
	入場料等の徴収をし ない場合	平日 円 1,398	円 1,398	円 2,797
	土曜日、日曜日又は休日	1,789	1,789	3,579
区分	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
	入場料等の徴収をし ない場合	平日 円 1,424	円 1,424	円 2,848
	土曜日、日曜日又は休日	1,822	1,822	3,644

入場料 等の徴 収をす る場合	最高の入場 料等が2,057 円以下のと き	平日	4,196	4,196	8,393
		土曜日、日曜 日又は休日	5,369	5,369	10,738
	最高の入場 料等が2,057 円を超える とき	平日	11,190	11,190	22,381
		土曜日、日曜 日又は休日	14,297	14,297	28,594
	半面以下の利用の場合		上記使用料の2分の1相当額		

入場料 等の徴 収をす る場合	最高の入場 料等が2,095 円以下のと き	平日	4,274	4,274	8,548
		土曜日、日曜 日又は休日	5,468	5,468	10,936
	最高の入場 料等が2,095 円を超える とき	平日	11,398	11,398	22,796
		土曜日、日曜 日又は休日	14,561	14,561	29,122
	半面以下の利用の場合		上記使用料の2分の1相当額		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 第1条、第4条から第6条まで、第8条から第12条まで、第14条、第15条及び第17条から第20条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に模写等又は利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に模写等又は利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(1) 長崎市博物館条例第7条第1項

(2) 長崎市旧居留地建造物条例第11条第1項、別表第4及び別表第5

(3) 長崎市歴史民俗資料館条例第11条第1項

(4) 長崎ブリックホール条例別表第1及び別表第2

(5) 長崎市中の茶屋条例第5条第1項及び別表第2

- (6) 長崎市遠藤周作文学館条例第5条第1項
- (7) 長崎市ド・ロ神父記念館条例第5条第1項
- (8) 長崎市伊王島灯台記念館条例第7条第1項
- (9) 長崎市高島石炭資料館条例第4条第1項
- (10) 出島条例第5条第1項及び別表第2
- (11) 長崎市野口彌太郎記念美術館条例第4条第1項
- (12) 長崎市龜山社中記念館条例第5条第1項
- (13) 長崎市伊王島ふれあい広場条例別表第1項及び第2項
- (14) 長崎市心田庵条例第5条第1項及び別表第2
- (15) 長崎市池島炭鉱体験施設条例別表

現 行	改 正 案 (傍線の部分は改正部分)																																
<p>(使用料)</p> <p>第5条 模写等の許可を受けた者は、1点につき<u>3,178円</u>の範囲内において市長が定める額の使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入場料 (1人1回につき)</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体 (15人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;"><u>300円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>240円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。)をいう。</p> <p>別表第2 (第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>利用時間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から正午まで</td> <td style="text-align: right;">円 <u>3,085</u></td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td style="text-align: right;"><u>4,114</u></td> </tr> <tr> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td style="text-align: right;"><u>7,200</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。 2 附属設備の使用料は、市長が定める。 	区分	入場料 (1人1回につき)		個人	団体 (15人以上)	一般	<u>300円</u>	<u>240円</u>	利用時間	金額	午前9時から正午まで	円 <u>3,085</u>	午後1時から午後5時まで	<u>4,114</u>	午前9時から午後5時まで	<u>7,200</u>	<p>(使用料)</p> <p>第5条 模写等の許可を受けた者は、1点につき<u>3,237円</u>の範囲内において市長が定める額の使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入場料 (1人1回につき)</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体 (15人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;"><u>310円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>250円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。)をいう。</p> <p>別表第2 (第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>利用時間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から正午まで</td> <td style="text-align: right;">円 <u>3,142</u></td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td style="text-align: right;"><u>4,190</u></td> </tr> <tr> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td style="text-align: right;"><u>7,332</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。 2 附属設備の使用料は、市長が定める。 	区分	入場料 (1人1回につき)		個人	団体 (15人以上)	一般	<u>310円</u>	<u>250円</u>	利用時間	金額	午前9時から正午まで	円 <u>3,142</u>	午後1時から午後5時まで	<u>4,190</u>	午前9時から午後5時まで	<u>7,332</u>
区分		入場料 (1人1回につき)																															
	個人	団体 (15人以上)																															
一般	<u>300円</u>	<u>240円</u>																															
利用時間	金額																																
午前9時から正午まで	円 <u>3,085</u>																																
午後1時から午後5時まで	<u>4,114</u>																																
午前9時から午後5時まで	<u>7,200</u>																																
区分	入場料 (1人1回につき)																																
	個人	団体 (15人以上)																															
一般	<u>310円</u>	<u>250円</u>																															
利用時間	金額																																
午前9時から正午まで	円 <u>3,142</u>																																
午後1時から午後5時まで	<u>4,190</u>																																
午前9時から午後5時まで	<u>7,332</u>																																

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 第1条、第4条から第6条まで、第8条から第12条まで、第14条、第15条及び第17条から第20条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という）以後に模写等又は利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に模写等又は利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(1)長崎市博物館条例第7条第1項

(2)長崎市旧居留地建造物条例第11条第1項、別表第4及び別表第5

(3)長崎市歴史民俗資料館条例第11条第1項

(4)長崎ブリックホール条例別表第1及び別表第2

(5)長崎市中の茶屋条例第5条第1項及び別表第2

(6)長崎市遠藤周作文学館条例第5条第1項

(7)長崎市ド・ロ神父記念館条例第5条第1項

(8)長崎市伊王島灯台記念館条例第7条第1項

(9)長崎市高島石炭資料館条例第4条第1項

(10)出島条例第5条第1項及び別表第2

(11)長崎市野口彌太郎記念美術館条例第4条第1項

(12)長崎市亀山社中記念館条例第5条第1項

(13)長崎市伊王島ふれあい広場条例別表1項及び第2項

(14)長崎市心田庵条例第5条第1項及び別表第2

(15)長崎市池島炭鉱体験施設条例別表

(20) 長崎市池島炭鉱体験施設条例

現 行			改 正 案 (傍線の部分は改正部分)		
別表(第7条関係) 1 体験施設を利用する場合(坑内体験施設のみを利用する場合を除く)			別表(第7条関係) 1 体験施設を利用する場合(坑内体験施設のみを利用する場合を除く)		
区分	使用料(1人1回につき)		区分	使用料(1人1回につき)	
	個人	団体(20名以上)		個人	団体(20名以上)
一般	円 3,120	円 2,490	一般	円 3,170	円 2,530
小学校の児童又は中学校の生徒	1,560	1,240	小学校の児童又は中学校の生徒	1,580	1,260
2 坑内体験施設のみを利用する場合			2 坑内体験施設のみを利用する場合		
区分	使用料(1人1回につき)		区分	使用料(1人1回につき)	
	個人	団体(20名以上)		個人	団体(20名以上)
一般	円 2,680	円 2,140	一般	円 2,720	円 2,170
小学校の児童又は中学校の生徒	1,340	1,070	小学校の児童又は中学校の生徒	1,360	1,080
備考 「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童及び中学校の生徒を除く。)をいう。			備考 「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童及び中学校の生徒を除く。)をいう。		
			附 則		
			(施行期日)		
			1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。		
			(使用料に関する経過措置)		
			2 第1条、第4条から第6条まで、第8条から第12条まで、第14条、第15条及び第17条から第20条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、		

(20) 長崎市池島炭鉱体験施設条例

この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に模写等又は利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に模写等又は利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

- (1) 長崎市博物館条例第7条第1項
- (2) 長崎市旧居留地建造物条例第11条第1項、別表第4及び別表第5
- (3) 長崎市歴史民俗資料館条例第11条第1項
- (4) 長崎ブリックホール条例別表第1及び別表第2
- (5) 長崎市中の茶屋条例第5条第1項及び別表第2
- (6) 長崎市遠藤周作文学館条例第5条第1項
- (7) 長崎市ド・ロ神父記念館条例第5条第1項
- (8) 長崎市伊王島灯台記念館条例第7条第1項
- (9) 長崎市高島石炭資料館条例第4条第1項
- (10) 出島条例第5条第1項及び別表第2
- (11) 長崎市野口彌太郎記念美術館条例第4条第1項
- (12) 長崎市亀山社中記念館条例第5条第1項
- (13) 長崎市伊王島ふれあい広場条例別表第1項及び第2項
- (14) 長崎市心田庵条例第5条第1項及び別表第2
- (15) 長崎市池島炭鉱体験施設条例別表